

国際出願関係手数料表

平成29(2017)年4月1日以降

手数料の種類	要件		金額	納付方法
国際出願手数料 A	国際出願の用紙の枚数が30枚まで (配列表を含むオンライン出願の場合の計算方法も御覧ください)	国際出願日が 2017年2月28日以前	¥138,800	特許印紙 電子現金納付可*2 予納利用可*3(例外あり*5) 口座振替可*4(例外あり)
		国際出願日が 2017年3月1日以降	¥151,800	
	30枚を超える用紙1枚につき:	国際出願日が 2017年2月28日以前	¥1,600	
国際出願日が 2017年3月1日以降		¥1,700		
オンライン出願した場合におけるAからの減額	国際出願日が 2017年2月28日以前	¥31,300		
	国際出願日が 2017年3月1日以降	¥34,200		
送付手数料	国際出願 1件につき:		¥10,000	
調査手数料 (JP)	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥70,000	
	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(英語) 1件につき:	国際出願日が 2016年4月1日以降	¥156,000	
国際調査の追加手数料(JP)	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥60,000 × (請求の範囲の発明の数-1)	
	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願(英語) 1件につき:	国際出願日が 2016年4月1日以降	¥126,000 × (請求の範囲の発明の数-1)	
調査手数料 (EP)	欧州特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2017年3月31日以前	¥213,600	
		国際出願日が 2017年4月1日以降	¥229,600	
調査手数料 (SG)	シンガポール知的所有権庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2017年2月28日以前	¥166,700	
		国際出願日が 2017年3月1日以降	¥181,200	
予備審査手数料 (JP)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥26,000	
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語) 1件につき:	納付日が 2016年4月1日以降	¥58,000	
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき:	納付日が 2017年2月28日以前	¥20,900	
		納付日が 2017年3月1日以降	¥22,800	
予備審査の追加手数料(JP)	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(日本語) 1件につき:		¥15,000 × (請求の範囲の発明の数-1)	
	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願(英語) 1件につき:	予備審査手数料の納付日が 2016年4月1日以降	¥34,000 × (請求の範囲の発明の数-1)	
文献の写しの請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400	特許印紙 電子現金納付可*2
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 1件につき:			¥1,400	
優先権の書類の送付の請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400	
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料 1件につき:			¥1,400	
先の調査の結果の送付請求に係る手数料 1件につき:			¥1,700	

出願にあたっては、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料の3つの手数料が必要となります。調査手数料については、選択する国際調査機関により調査手数料の額が異なりますので、注意してください。

- *1 この表において「国際出願日」とは、国際出願を受理した日を意味します(PCT規則14.1(c)、15.3、16.1(f))。
- *2 手数料をインターネットバンキングを利用して電子納付する場合は、手続書面に納付番号を記載する必要があります。
- *3 予納利用には、手続書面に識別番号及び予納台帳番号を記載する必要があります(紙手続の場合は予納届出時の押印が必要です)。
- *4 口座振替による納付はオンライン手続時のみ利用可能です。この場合、あらかじめ口座振替の届出(事前登録)を行い、手続書面に識別番号及び振替番号を記載する必要があります。
- *5 手続言語が英語の場合は、予納は利用できません(出願時に納付する場合を除く)。